

事業名	民間企業における女性活躍促進事業	レビュー番号	0548	担当部局・課室	雇用環境・均等局 雇用機会均等課
------------	------------------	---------------	------	----------------	---------------------

現状分析

○我が国の民間企業における女性活躍の状況としては、
①管理職に占める女性の割合の観点では、課長級に占める女性の割合は11.4%であり上昇傾向にあるものの、女性が労働力人口の44.3%を占めていることと比較すると低く、
②男女間の平均勤続年数の観点でも男性の平均勤続年数13.4年に対して女性が9.3年となっており、その差は縮小傾向にあるものの依然として女性の勤続年数は男性と比較して短い、といった状況にある。
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

課題

○こういった状況も踏まえ、2016年4月に女性活躍推進法が全面施行され、301人以上の大企業に一般事業主行動計画の策定・届出等の義務が課され、届出率は98.9%（令和3年3月末時点）となっており、さらに法改正によって行動計画の義務対象は2022年4月から101人以上の企業に拡大されること。
○このように行動計画の策定等は義務とされた一方、行動計画に基づく「取組の実施」や、行動計画に定められた「目標を達成すること」については、法改正後も引き続き努力義務とされている。
○実際に、計画を策定していても取組を実施していない企業も一定数存在しており（※1）、さらに日本・東京商工会議所が令和2年9月に発表した調査では取組の実施や目標の達成に課題を抱える企業が多く存在することが示唆されている（※2）。
（※1）300人以上2.7%、100～299人19.7%、30～99人37.7%（JILPT「女性活躍と両立支援に関する調査」（平成30年1月）
（※2）「多様な人材の活躍に関する調査」（令和2年9月）

事業概要

新規 既存 モデル 大幅見直し

○新たに義務化される中小企業も含めた事業主を対象として、自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会や個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング（オンライン・メール・電話・個別訪問）を実施

